

日弁連総第72号
2012年（平成24年）8月28日

A中学校校長 殿

日本弁護士連合会
会長 山 岸 憲 司

勧 告 書

当連合会は、申立人Xからの人権救済申立事件（2010年度第25号人権救済申立事件）につき、貴校に対し、以下のとおり勧告する。

第1 勧告の趣旨

貴校は、2009年（平成21年）5月13日、野球部の部活動中、申立人が3年生部員から暴行を受け傷害を負ったこと（以下この傷害事件のことを「本件傷害事件」という。）について、同月17日に申立人側から報告を受け、遅くとも同月20日にはその細部を確認しており、把握した当該事件の実態から、その実質が単なる傷害事件ではなく、3年生部員の2年生部員に対する「いじめ」であったことを容易に認識し得たはずであった。

以上からすれば、貴校は、学校管理者として、当該事件を速やかに調査し、その実態がいじめであるとの認識を早期に確立するとともに、いじめが許されない行為であることを当該加害生徒を含む全生徒に対して適切に教育することなどを通じて、申立人が3年生部員からの報復等を受ける心配がなく、安心して登校できるための校内教育環境を整備すべき義務を負っていたものであるが、これらの義務を怠り、その結果、申立人は、2009年（平成21年）5月末頃から徐々に登校ができなくなっていき、同年12月から翌年3月までは完全な不登校となり、それ以降においても断続的な不登校状態から脱却できない状況に陥った。

貴校がかかる義務違反により申立人を不登校状態に陥らせたことは、同人の学習権、教育を受ける権利を侵害したものであり（以下この人権侵害行為を「本件人権侵害」という。）、しかも、その不登校状態が長期に及んだことからすれば、その人権侵害性は重大というべきである。

よって、貴校に対して、以下のとおり勧告する。

1 本件傷害事件が「いじめ」であったことを認識し、部活動等の学校生活にお

ける上級生の下級生に対する助言・指導の実態とその問題点を明らかにするとともに、本件人権侵害に至った原因を調査・研究し、それらの改善策を策定すること。

2 貴校において今後いじめが再発することがないように、以下の措置を講ずること。

(1) いじめが不登校や、最悪の場合は自殺などを引き起こす重大な人権侵害であることを認識し、その認識をあらゆる機会を通じて徹底させ、学校全体で共有すること。

(2) いじめの実態を早期に把握するとともに、いじめを学校全体の問題として受け止め、いじめに対する全校内の理解を深めることにより教育環境を整備する必要がある、そのために、いじめの早期発見と対応策やいじめ克服を有効に進めるための教育等に関するプログラムを策定し、これを実践すること。また、その実践状況を定期的に点検・検証するための制度を確立すること。

(3) 生徒代表、保護者代表及び教師代表等の構成によるいわゆる「いじめ対策会議」など、いじめ問題を検討すべき組織の結成を促進し、本件からの教訓を共有化し、再発の防止に備えること。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

以 上

学校内傷害事件に関する人権救済申立事件

調査報告書（簡略版）

2012年7月12日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

事件名 学校内傷害事件に関する人権救済申立事件（2010年度第25号）

受付日 2010年（平成22年）6月29日

申立人 X

相手方 A中学校

第1 事案概要・検討経過

- 1 本件は、相手方A中学校において部活動（野球部）の上級生が下級生である申立人の練習態度を誤解し激昂して暴行を加え傷害を負わせたところ、その後、相手方中学校の不十分かつ不適切な対応により申立人が不登校状態に陥らされ、それが申立人の学習権等の侵害だとして人権救済申立てがなされた事案である。
- 2 本件における上級生の申立人に対する暴行は、関係事実・資料からすれば、一定の時点でそれが「いじめ」に該当すると認識できたはずで、それにより相手方中学校は、いじめの再発や報復を防止し、申立人が安心して登校できるよう校内教育環境を整備すべき法的作為義務を負うことになったと認定した。
- 3 しかるに、相手方の対応は以下のような不十分かつ不適切な点がみられた。
 - (1) まず、本件暴行の態様について、申立人と加害生徒の言い分が食い違っていた際、相手方は、十分な調査をしないで、加害生徒の主張内容をそのまま申立人側に伝えた。これにより申立人は、相手方が必ずしも自分を守ってくれるものではないことや、加害生徒がいまだ十分な反省をしておらず、報復の可能性のあることを恐れた。
 - (2) 相手方は、加害生徒が暴行態様の一部を否定するなど十分な反省の境地に至っていないことが客観的に明らかな段階で、部の集会を性急に開催した。このためもあり、この部集会では、加害生徒を含む上級生が申立人をにらみつけるなどの行動に出ており、それにより申立人は、加害生徒を含む上級生からの報復を更に恐れる心理状態となった。
 - (3) 他方で、この間の相手方が、申立人を上級生からの報復・仕返しから守り通すことを伝えるなどして、同人が安心して登校することができるような校内環境の整備に意を尽くした様子は、特に窺われない。
 - (4) また、その間の風評による被害について、申立人側が適切な対応を申し出た際にも、相手方は全校集会で一般論を述べるにとどまり、この暴力事件において申立人に落ち度がなく、いじめ事件であること等を明らかにしなかった。
- 4 以上の諸点から、相手方には、いじめ事件への対応として、学校全体の問題として捉えた上で、その被害者である申立人を守るという毅然とした態度が希

薄であり、その当事者意識の欠如から来る不十分且つ不適切な対応が申立人の不登校を招来したといわざるを得ないと認定・判断した。

そこで、相手方に対し、次のとおり勧告するのを相当と思料した。

第2 結論

相手方A中学校は、本件傷害事件の実態把握後における本件作為義務違反により申立人を2009年（平成21年）12月頃から翌2010年（平成22年）3月末日までの間不登校に陥らせ、さらには、2010年（平成22年）4月以降も断続的な不登校状態に陥らせたものであるから、申立人の教育を受ける権利ないし学習権を侵害したもので、その不登校期間が長期化したことからしてその人権侵害性は重大であるといわざるを得ない。

もっとも、相手方においても、加害少年にある程度の説諭を行うなど一応の努力はしていること、申立人が既に卒業していること等の諸事情に鑑みれば、本件申立てについては、相手方に対し、本件のような事件が再び起こることなく、全ての生徒が安心して登校し得るよう、生徒同士の交流、特に上級生の下級生に対する接し方等に関する指導・教育を充実させて、今後、生徒の教育を受ける権利・学習権が侵害される事態が二度と生じることがないようにすることを勧告するのが相当と思料された。勧告の具体的内容は以下のとおりである。

すなわち、

- (1) いじめが本件の申立人のような不登校状態から果ては自殺にまで至る重大な人権侵害を惹き起しかねないことを直視するとともに、かかる重大な問題性故にそれを当該児童・生徒間の紛争に矮小化させることはあってはならず、在学する学校全体の問題として受け止めることが何より重要であるという観点から、「いじめが不登校や、最悪の場合自殺などを引き起こす重大な人権侵害であることを認識し、その認識をあらゆる機会を通じて徹底させ、学校全体で共有すること。」。
- (2) 申立人の不登校状態に至った要因が、主として相手方の問題多き対応状況であったことに顕著なとおり、いじめへの対策としては、何よりもその早期発見とその後における迅速な校内環境整備や再発防止であり、そのための実践として教育等を通じたいじめの克服のための指導・教育やその努力の継続が肝要との観点から、「いじめの実態を早期に把握するとともに、いじめを学校全体の問題として受け止め、いじめに対する全校の理解を深めることにより教育環境を整備する必要がある、そのためには、いじめの早期発見と対応策や、いじめ克服を有効に進めるための教育等に関するプログラムを策定し、これを実践すること、その実践状況を定期的に点検・検証するための制

度を確立すること。」。

- (3) さらには、いじめの早期発見やその後の対応を誤った場合、本件におけるように風評被害が発生する場合のあることに鑑みれば、「生徒代表，保護者代表及び教師代表等の構成によるいわゆる『いじめ対策会議』など，いじめ問題を検討すべき組織の結成を促進し，本件からの教訓を共有化し，再発の防止に備えること。」。

以 上